

## 第3章 支援施策

### 第1. 基本目標と施策の方針

#### (1) 基本目標

第2章で示したとおり、経済的困難な環境にある子どもは、家庭の生活困窮を背景として、親からのかかわりやロールモデルの欠如等により、学習習慣がうまく習得できないことから、学力の低下や、「自分は価値のある人間」、「頑張れば報われる」という気持ちが抱けず、将来への希望が持たなくなっている状況が懸念されます。

また、児童虐待の発生等により、家庭が子どもにとって、必ずしも安心・安全な場所となっていない問題もあります。

こうした厳しい状況にある子ども達も、将来に夢や希望を持てる社会を実現していくことが、本計画の目標です。

#### 基本目標

すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける 奈良県の実現

1. 経済的困難にかかわらず、才能や希望を実現できるよう子どもへの支援を行います。
2. 子どもと家庭に寄り添い、より実効性のある支援となるよう行政と地域が連携して施策を推進します。

#### (2) 施策の方針

特に支援が必要な子どもである、生活保護、就学援助等を受給する生活困窮世帯の子ども、ひとり親世帯で経済的困難な子ども、及び社会的養護の子どもに重点を置いて支援を行うものとし、これまで示してきた課題に対応する施策の方針は以下のとおりです。

家庭教育の不十分や低所得から塾等に通えないことから、低学力となり、高等教育を受ける機会に恵まれない子どもに、家庭教育を補完する学習の機会と場を提供するとともに、「頑張れば報われる」気持ちが抱けるよう進学に向けてのインセンティブや心のケア、様々な人との交流や体験活動を通じたロールモデルの提示等

#### ◇ 学力の向上、困難を「生きる力」の育成

家庭での安心・安全が確保されず、また、様々な機会を剥奪されることで、社会的つながりが希薄になっている子どもが気軽に、安心して集える地域の居場所づくりや、社会的養護における家庭的な環境づくり等

#### ◇ 安全・安心な居場所づくり

子育て支援が必要な家庭に、効果的なしつけの方法の普及や子どもの出生時から早期に寄り添い見守るとともに、生活を下支えする

◇ 家庭の生活を下支え

支援が必要な子どもを早期に発見し、地域での見守りや必要に応じた保護等支援の仕組みづくりを行う

◇ 福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進

## 第2. 経済的困難な環境にある子どもへの支援

### 1. 学力の向上、困難を「生きる力」の育成

#### ア 家庭教育を補完する学びの機会と場づくり

- ① ひとり親家庭の小学生、中学生、高校生を対象に、教員OBや学習ボランティアによる授業の復習や宿題等のサポート、進路指導などの学習支援と悩みごとの相談などの心のケアを実施します。本の読み聞かせなど、本にふれあう機会の提供等による心のケアや子どもの学習意欲の向上を図ります。
- ② 生活保護世帯等の子どもの高等学校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習ボランティアによる学習支援を実施します。  
また、生活困窮世帯等の子どもの対象に学習ボランティアによる学習支援や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりを推進します。
- ③ 高等学校において、主に学力向上に資するため、補充学習や進路選択支援の補助を行う指導員を派遣します。
- ④ 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、学校の教育活動を支援するとともに、児童生徒に学習支援や様々な体験活動の機会を設けます。
- ⑤ 貧困等の理由で学習機会にめぐまれない子ども等への学力支援、学び直し支援を目的として、ボランティア集団で運営されている自主夜間中学(県内3カ所で開設)の取り組みを支援します。
- ⑥ 質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、教育・保育に携わる教職員の資質向上を図ります。
- ⑦ 幼児教育に関する様々な課題について、研究協議及び研修等を行い、幼児教育の振興及び充実を図ります。

#### イ 高等教育を目指すためのインセンティブの提供

- ① 公立高等学校における教育にかかる経済的負担を軽減するため、授業料に充当するための就学支援金を支給します。
- ② すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給します。
- ③ 修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与します。
- ④ 貧困等の理由で学習機会にめぐまれない子ども等への学力支援、学び直し支援を目的として、ボランティア集団で運営されている自主夜間中学(県内3カ所で開設)の取り組みを支援します。【再掲】

#### ウ 子どもの悩みを受け止める心のケアの充実

- ① 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを中学・高校に配置し、いじめ、不登校等の背景にある悩みを受けとめるとともに、教員へのコンサルテーションの実施により、問題の未然防止や早期発見・対応に繋がります。
- ② 中・高校生対象のメール相談窓口を開設し、臨床心理士の資格等をもつ相談員が、寄せられた相談に対応します。  
また、教員対象の研修講座を開催し、児童生徒の自殺予防に関する知識・理解を深めるとともに、自殺予防に関する校内体制の一層の充実を図ります。
- ③ ひきこもり等の若者やその家族への相談窓口における相談対応、訪問支援等を実施し、ひきこもりからの脱却、社会復帰に繋がります。また、ひきこもり等の子ども・若者の支援団体対象の研修会を実施して、関係機関の連携強化を図ります。
- ④ 大学生ボランティアが不登校児童生徒の悩みを受けとめ、児童生徒が心のゆとりを感じられる環境を提供するための支援を行い、不登校の未然防止・早期対応に繋がります。

#### エ 優れた文化・芸術とのふれあいや、人との交流活動を通じたロールモデルや「出来る人」、「人の役に立つ」体験の提供

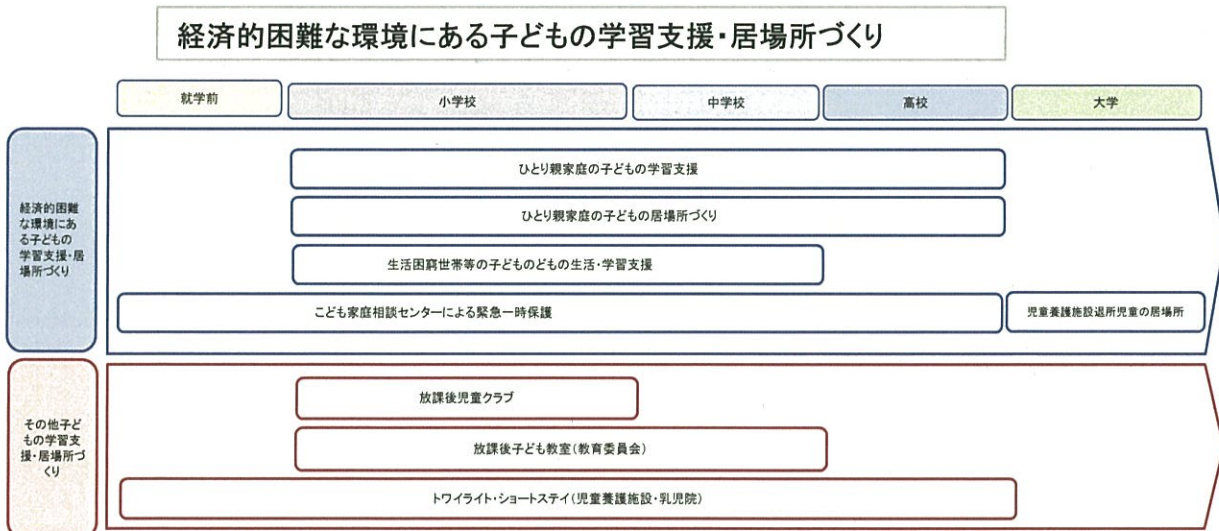
- ① 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、児童生徒に学習支援や様々な体験活動の機会を設け、地域の人々との交流を通してロールモデルの提示を行います。【再掲】
- ② 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを中学・高校に配置し、いじめ、不登校等の背景にある悩みを受けとめるとともに、教員へのコンサルテーションの実施により、問題の未然防止や早期発見・対応に繋がります。【再掲】

- ③ 小・中・高校生による地域を巻き込んだボランティア活動や地域行事への合同参加、高校生による災害ボランティア活動等の実施を通して、自尊感情を育むとともに規範意識の醸成を図ります。
- ④ 一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演(小・中学校、特別支援学校)や、講話・実技披露・実技指導を行う芸術家の派遣(小・中・高等学校、特別支援学校)を行い、子どもに芸術にふれる機会を提供します。
- ⑤ 県内の高校生が、高等学校総合文化祭に参加することで、他都道府県の生徒との交流し、彼らの作品に直接触れる機会を創出します。
- ⑥ 県内の高校生・特別支援学校生徒による芸術文化活動の総合的な発表会を開催し、高等学校の部活動等における芸術・文化教育の振興等を図ります。

## 2. 安心、安全な居場所づくり

### ア 子どもが安心して集える地域の居場所づくり

- ① 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が放課後等に安全かつ安心して遊び、過ごせる居場所を確保するとともに、共稼ぎ家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を通じ、健全に育つ場づくりができるよう、各地域の実情や市町村の意向も踏まえつつ、住民等の参画も得ながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備と拡充を図ります。  
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に参画し指導する者の確保及び資質の向上を図ります。  
奈良県放課後児童対策推進委員会において、地域の実情に応じた研修の実施方法や教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策等について検討し、実施します。
- ② ひとり親家庭のこどもを対象に、学習の場としてだけでなく、気軽に、安心して、お菓子等を食べながら集うことのできる居場所を提供し、子どもの安全・安心を確保します。  
また、本の読み聞かせなど、本にふれあう機会の提供等による心のケアや子どもの学習意欲の向上を図ります。【再掲】
- ③ 生活保護世帯等の子どもの高等学校進学率の向上のため、生活保護世帯の中学生等を対象とした学習ボランティアによる学習支援を実施します。  
また、生活困窮世帯等の子どもを対象に学習ボランティアによる学習支援や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりを推進します。【再掲】
- ④ 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、学校の教育活動を支援するとともに、学校等に子どもたちの活動拠点(居場所)を設け、放課後や休日における学習活動や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を実施します。【再掲】
- ⑤ 児童養護施設の退所児童を対象にした住居・家庭・交友関係・将来への不安などの相談場所を設置し、退所後に集える居場所づくりを行います。



### イ 社会的養護にかかる子どもの居場所づくり

- ① 社会的養護はできる限り家庭的な環境のなかで特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われることが望ましいとされていることから、本県においても、家庭養護(里親、ファミリーホーム)の充実を図るとともに、施設養護(児童養護施設等)についても、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)への対応を促進するなど、家庭的養護を推進します。
- ② 児童養護施設の小規模化・家庭的養護を推進するための養育環境改善を支援します。
- ③ 児童相談所での一時保護や児童養護施設への入所措置、里親委託を行った児童の保護者に対して回復プログラムを実施し、保護者の回復、親子が再び一緒に暮らす(家庭復帰)、さらには地域との再統合を図ります。

### 3. 家庭の生活を下支えする

#### ア 支援が必要な家庭に、寄り添い、支援する

##### (1) 子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援

###### <妊娠期からの早期の子育て支援養育支援>

- ① 妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の運営を支援し、普及を図ります。
- ② 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するために要する費用を補助します。
- ③ 「なら妊娠なんでも110番」を設置し、妊娠についての悩みや不安に対して的確なアドバイスや情報提供を行います。
- ④ 妊娠届・母子健康手帳の発行時に個別に面接を実施し、様々なサービスについて情報提供を行うとともに、個別に面接を実施し、スクリーニングと支援対象の振り分けを行い、支援の必要な家庭に対する早期の支援を図ります。
- ⑤ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を行い、早期の支援を図ります。
- ⑥ 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
- ⑦ 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、子どもの「知・情・体」(知識・情緒・体力)を適切な時期に育むことの重要性を啓発します。

###### <家庭の状況に応じた支援>

- ① 「どならない子育て練習法」の実践者の増員を目指し、実践者養成のための講座を開催(年3回)児童虐待防止に向けたペアレント・プログラムの活用を目指し、実践者を対象とした研修会を開催します。
- ② 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、親子で取り組む約束ノートを作成・配布し、乳幼児期からの親と子の双方向のコミュニケーションを促すとともに、子どもの基本的な生活習慣づくり、社会性の醸成等に取り組めます。
- ③ 教育効果の高い就学前の家庭教育の充実を図るため、子どもの「知・情・体」(知識・情緒・体力)を適切な時期に育むことの重要性を啓発します。【再掲】
- ④ 奈良県の児童生徒の課題(学習意欲、学力、規範意識、自己肯定感、体力、いじめ、問題行動等)の解決に向けて、乳幼児の保護者に教育効果の高い就学前の時期に、就学前教育懇話会の協議を踏まえ、家庭教育の分野より対策を実施します。
- ⑤ 不登校やいじめなど学校生活、子育てなど家庭生活の悩みについて、児童生徒及び保護者、教員等を対象に電話教育相談「あすなろダイヤル」を実施します。「あすなろダイヤル」は全国統一ナビダイヤル「24時間子供SOSダイヤル」を兼ね、年中無休、24時間の対応を行います。
- ⑥ 子どもへの接し方や悩みごと等に対応した、ひとり親向けセミナーを開催します。また、セミナー・講習時の託児、養育費・親権・面会交流等の法律相談の拡充を図り、ひとり親家庭の子育てを支援します。

###### <市町村による子育て家庭への支援の機能強化>

- ① 子育て中の親子や妊婦が、様々な子育て支援サービスの中から、一人ひとりに合ったサービスを適切に選択し利用できるよう、市町村における利用者支援事業を普及するとともに、地域子育て支援拠点事業の充実を図り市町村が両事業を一体的に運営できるよう支援します。

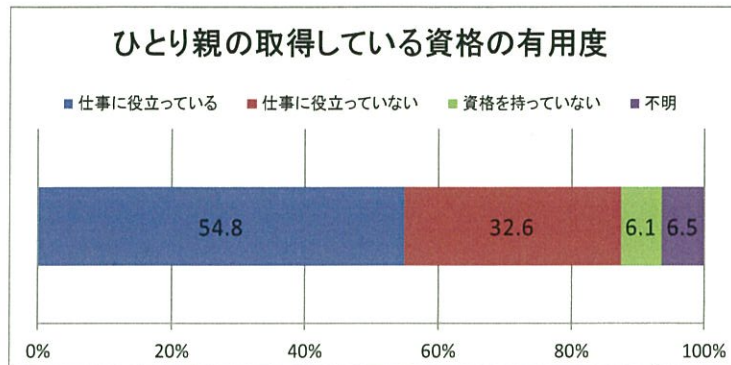
###### <アウトリーチ支援の充実>

- ① 妊娠・出産・育児の切れ目のない家庭訪問支援を行うため、家庭訪問支援プログラムを作成、モデル市町村に導入します。また、その結果を反映させた家庭訪問員へのフォローアップ研修を実施します。

## (2) 安定した就労・生活に向けての支援

### <親の学び直しの支援>

- ① ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座受講料及び受験費用の一部を支給します。



※奈良県こども家庭課「平成26年度ひとり親家庭等実態調査」

- ② 貧困等により、学齢期に義務教育を修了していない人等を対象として県内に開設されている、3つの公立中学校夜間学級の運営を対して支援します。

### <ひとり親家庭の親への就労、生活の支援>

- ① 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を給付します。
- ② ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、奈良県スマイルセンターにおいて、ハローワークと連携したワンストップの就業相談、介護資格取得のための就業支援講習会等を実施します。
- ③ ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、教育訓練講座受講時に自立支援教育訓練給付金を支給、資格取得のための養成機関受講に際して高等技能訓練促進費を支給します。
- ④ ひとり親家庭の親の自立に向けた安定した就労を支援するため、高等技能訓練促進費の受給者に対して、資格取得のための養成機関の入学準備金及び就職準備金を貸与します。
- ⑤ ひとり親家庭の生活を支援するため、修学等自立に必要な理由や、疾病などの理由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合で、日常生活を営むことに障害が生じている場合、家庭生活支援員が身の回りの世話などを行います。
- ⑥ ひとり親家庭や寡婦の方の生活や子どもの就学を支援するため、修学、就職支度、技能習得等の資金を低金利または無利子で貸付します。
- ⑦ 民間教育訓練施設を活用した職業訓練を実施し、中高齢求職者をはじめ、就職が困難な方の職業能力の向上を図り、再就職を支援します。

### <生活困窮者への就労・生活の支援>

- ① 生活困窮者の社会的経済的な自立と生活向上を図るため、「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に専門スタッフを配置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を包括的な相談で把握し、日常生活及び社会参加や就労に向けた支援を実施します。

### <外国人労働者の親への支援>

- ① 支援を要する在日外国人に対して、日本語習得支援及び生活支援を実施する団体に対して補助を行います。

### <公営住宅等住まいの確保>

- ① 生活困窮者の住宅の確保を支援するため、離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当の給付金を有期で給付します。
- ② ひとり親家庭の住宅の確保を支援するため、「一般世帯向け」と「福祉世帯向け」に分けて、県営住宅の入居募集を実施します。

#### 4. 福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進

##### ア 支援が必要な子どもを、早期に発見し、地域で見守る仕組みづくり

###### <福祉と教育にまたがる支援プログラムの充実>

- ① 行政・地域・団体等が行っている支援の成果と課題を確認し、既存の社会的資源やサービスを有効活用しながら、行政、地域の連携した取り組みの仕組みづくりを行います。
- ② 経済的困難な環境にある子どもへの支援について、施策内容や実施主体をまとめ、広く県民に情報提供するために施策総合案内を作成します。

###### <福祉、教育相談体制の充実(スクールソーシャルワーカーの活用)>

- ① 子どもの抱える様々な課題に対応するため、社会福祉の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを県教育委員会に配置、要請に応じて学校や市町村教育委員会に派遣します。
- ② 児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークである、要保護児童対策地域協議会を活用し、福祉・行政・教育・地域が連携してひとり親や子どもの支援を行います。

###### <子育てを支える地域づくり>

- ① 保護者、地域住民、地域の企業や大学等の参画・協働により、学校の教育活動を支援するとともに、児童生徒に学習支援や様々な体験活動の機会を設けます。【再掲】



◇経済的困難な環境にある子どもに関する指標

支援の対象となる「生活保護世帯の子ども」、「社会的養護に係る子ども」、「ひとり親世帯で経済的困難な子ども」、「就学援助を受けている子ども」毎に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる指標を勘案し、本県独自の指標を加え設定。

指標をもとに、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証。毎年度、有識者等による「奈良県子どもの貧困対策会議」に報告し、評価を行う。

| No.               | 指標   | 奈良県   | 全国               | 備考                                |
|-------------------|--|-------|------------------|-----------------------------------|
| ◇生活保護世帯の子ども       |  |       |                  |                                   |
| 1                 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率                               | 89.3% | 90.8%            | 奈良県:平成26年4月1日現在<br>全国:平成25年4月1日現在 |
| 2                 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率                               | 5.5%  | 5.3%             |                                   |
| 3                 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率                                 | 38.1% | 32.9%            |                                   |
| 4                 | 生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)                            | 2.0%  | 2.5%             |                                   |
| 5                 | 生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)                           | 44.2% | 46.1%            |                                   |
| ◇就学援助を受けている子ども    |  |       |                  |                                   |
| 6                 | 就学援助制度に関する周知状況<br>・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 60.0% | 61.9%            | 奈良県:平成26年度<br>全国:平成25年度現在         |
| 7                 | 就学援助制度に関する周知状況<br>・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合     | 50.0% | 61.0%            |                                   |
| 8                 | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)    | 調査中   | 40.0%<br>100.0%  | 全国:平成25年度実績                       |
| 9                 | 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)    | 調査中   | 100.0%<br>100.0% | ※上段予定採用段階、下段在学採用段階                |
| 10                | 就学援助の受給率(小・中学校) ☆                                    | 11.8% | 15.4%            | 平成25年度                            |
| 11                | スクールソーシャルワーカーの配置人数                                   | 3人    | 1,008人           | 奈良県:平成26年度現在<br>全国:平成25年度現在       |
| 12                | スクールカウンセラーの配置率(小学校)                                  | 28.6% | 37.6%            |                                   |
| 13                | スクールカウンセラーの配置率(中学校)                                  | 82.9% | 82.4%            |                                   |
| ◇ひとり親世帯で経済的困難な子ども |  |       |                  |                                   |
| 14                | ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園)                              | 89.6% | 72.3%            |                                   |
| 15                | ひとり親家庭の子どもの進学率(中学校卒業後)                               | 96.1% | 93.9%            |                                   |

|              |                         |        |         |  |
|--------------|-------------------------|--------|---------|--|
| 16           | ひとり親家庭の子どもの就職率(中学校卒業後)  | 1.3%   | 0.8%    | 奈良県:H26ひとり親家庭等実態調査<br>全国:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計) |
| 17           | ひとり親家庭の子どもの進学率(高等学校卒業後) | 58.2%  | 41.6%   |  |
| 18           | ひとり親家庭の子どもの就職率(高等学校卒業後) | 17.9%  | 33.0%   |  |
| 19           | ひとり親家庭の就業率(母子家庭)        | 87.0%  | 80.6%   |  |
| 20           | ひとり親家庭の就業率(父子家庭)        | 91.0%  | 91.3%   |  |
| 21           | スマイルセンター就業相談件数 ☆        | 2,270件 | 95,760件 | 奈良県:平成26年度<br>全国:平成25年度                        |
| ◇社会的養護に係る子ども |                         |        |         |  |
| 22           | 児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)  | 100.0% | 96.6%   | 奈良県:平成26年5月1日現在<br>全国:平成25年5月1日現在              |
| 23           | 児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)  | 0.0%   | 2.1%    |  |
| 24           | 児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後) | 24.5%  | 22.6%   | 奈良県:平成25年度末<br>全国:平成25年5月1日現在                  |
| 25           | 児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後) | 70.6%  | 69.8%   |  |

☆印は、奈良県独自の指標です。

以下は、国の大綱にある指標のうち、県のデータがないために、県の指標として挙げていないものです

| No. | 指標                    | 奈良県 | 全国    | 備考            |
|-----|-----------------------|-----|-------|---------------|
|     | 子供の貧困率                | —   | 16.3% | 平成25年国民生活基礎調査 |
|     | 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 | —   | 54.6% |               |

子どものライフステージに応じた子どもへの支援

◇子どもの成長段階に即した切れ目のない支援

